

意見募集を実施した際の政令（案）からの変更点

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。なお、所得税法施行令、法人税法施行令及び消費税法施行令の改正に係る条項については、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号の規定により、所得税法、法人税法及び消費税法の施行に関し必要な事項を定める命令等に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	制定文	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第五条第一項第二号二</u>、第十二条第一項、第一百七条第三項及び第三百三十一条」を「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十二条第一項、第一百七条第三項及び第三百三十一条」に改める。 	技術的修正
2	労働安全衛生法施行令の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・第 12 条第 1 項第 2 号の改正規定について、「の適用」を「<u>」の適用</u>」と、「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（…）の適用」を「<u>」又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（…）の適用</u>」にそれぞれ改める。 ・第 13 条第 3 項第 26 号の改正規定について、「の適用」を「<u>の適用を</u><u>受けるもの</u>」と、「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用」を「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用<u>を</u><u>受けるもの</u>」にそれぞれ改める。 	技術的修正